

都市計画の変更について

(東部大阪都市計画道路の変更)

■日時 令和7年8月3日(日) 10:00～
5日(火) 19:00～

■場所 東大阪市役所 18階大会議室

東大阪市 都市計画室

次 第

1. 都市計画道路とは

2. 都市計画道路見直しの経緯

3. 見直し素案について

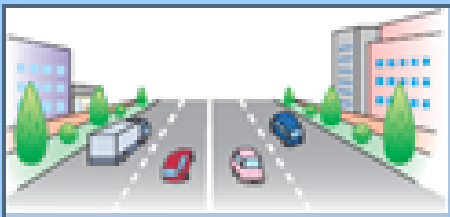
4. 今後の手続きについて

都市計画道路とは

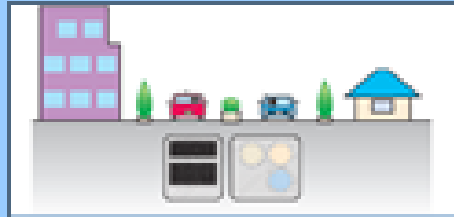
都市計画道路は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための基盤施設として、その他の道路とともに都市の骨格を形成し、都市の自動車交通体系の根幹となる道路です。以上のことから、都市計画道路は、将来の都市の発展状況や交通需要に対応するよう決定されています。

また道路には、都市における円滑な移動を確保するための「交通機能」だけでなく、都市環境、都市防災等の面で良好な都市空間を形成し、供給処理施設等の収容空間を確保するための「空間機能」、都市構造を形成し街区を構成するための「市街地形成機能」といった多様な役割を有しており、市民の生活と都市活動に欠かせない重要な施設であるため、都市計画道路を定めています。

交通機能



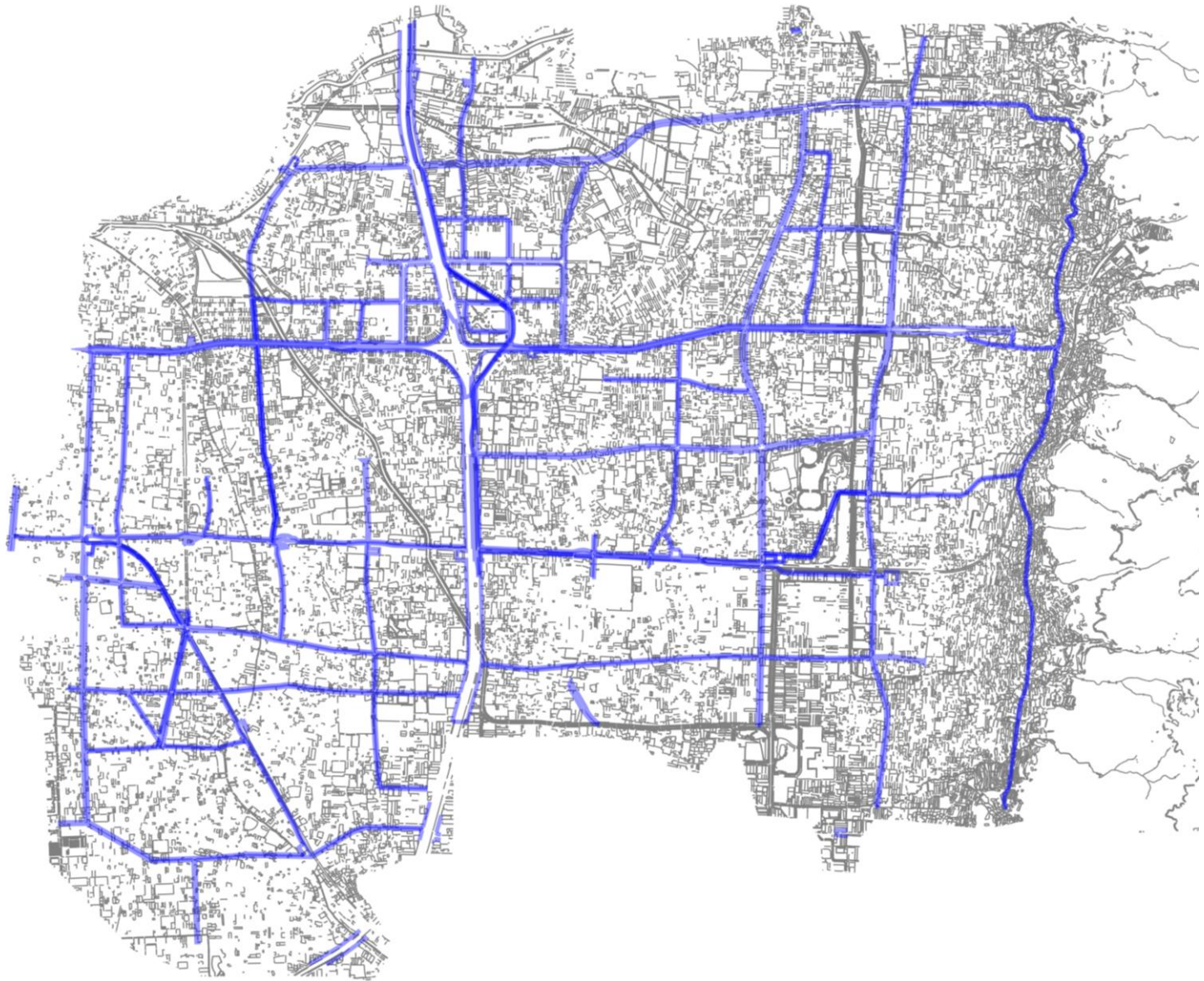
空間機能



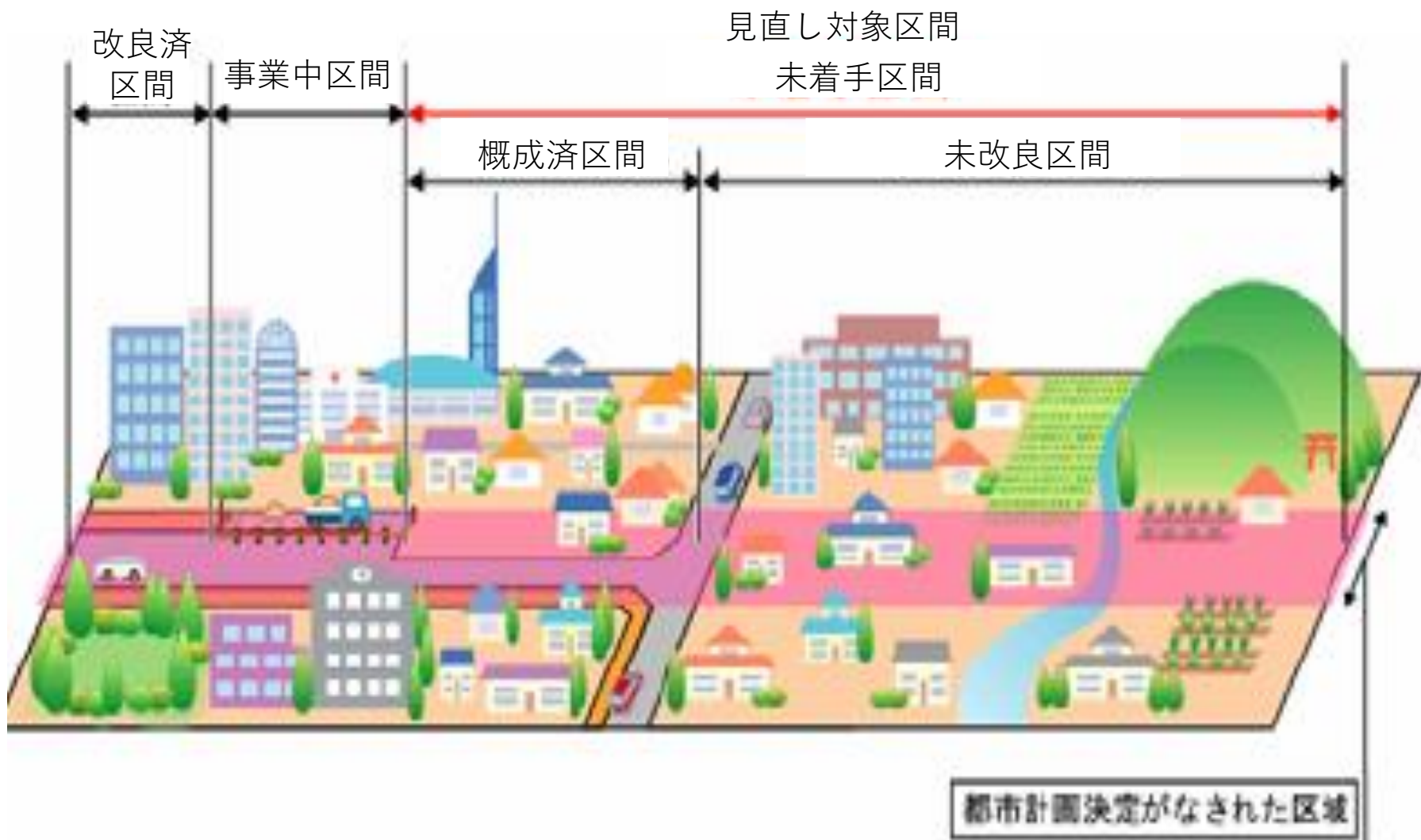
市街地形成機能



本市の都市計画道路網



都市計画道路の状態



次 第

1. 都市計画道路とは

2. 都市計画道路見直しの経緯

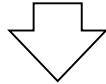
3. 見直し素案について

4. 今後の手続きについて

見直しの経過と背景

平成17年都市計画道路の見直し

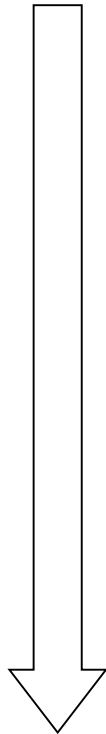
58路線 178.96km ⇒ 50路線 157.45km



平成26年都市計画道路の見直し

50路線 157.45km ⇒ 53路線 103.56km

※1路線が分割され複数路線になった路線があり路線数が増えている



<見直しの背景>

①将来まちづくり計画の策定・改定

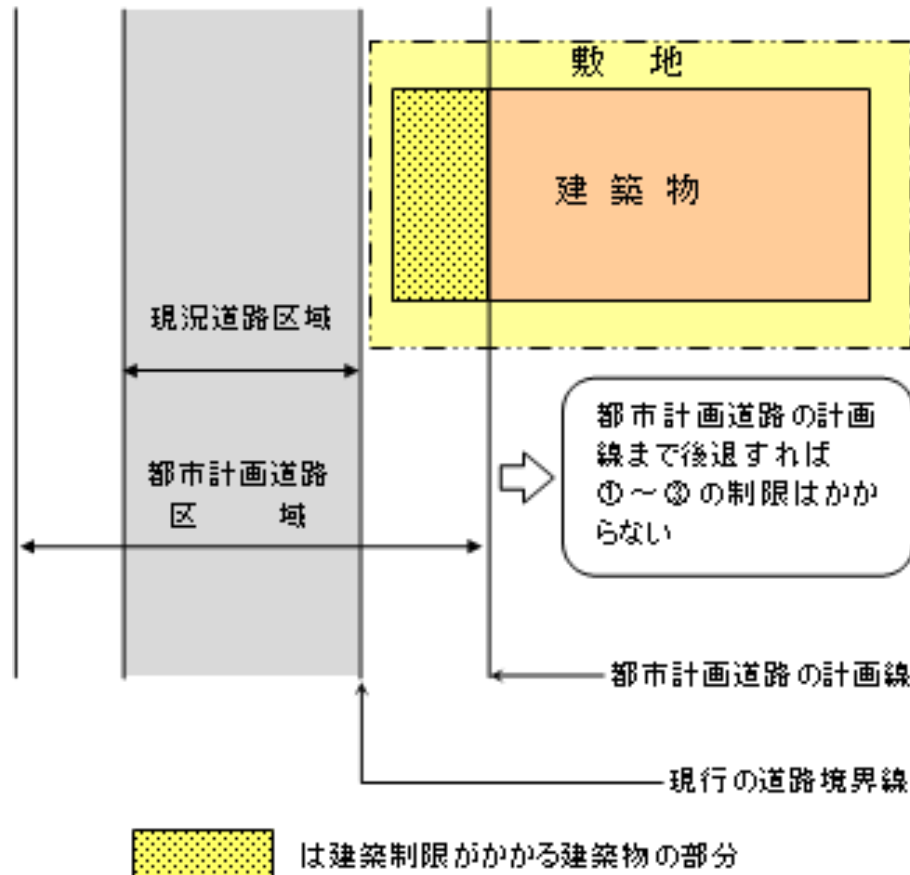
- ◇東大阪市総合交通戦略策定
- ◇本市第3次総合計画後期基本計画の策定
- ◇東部大阪都市計画区域マスタープランの改定
- ◇立地適正化計画の策定
- ◇本市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改定
- ◇大阪のまちづくりグランドデザインの策定
- ◇大阪における総合的な交通のあり方について

②建築制限に対する対応

- ◇長期未着手による建築制限の課題

今回の都市計画道路の見直し

都市計画法による建築制限



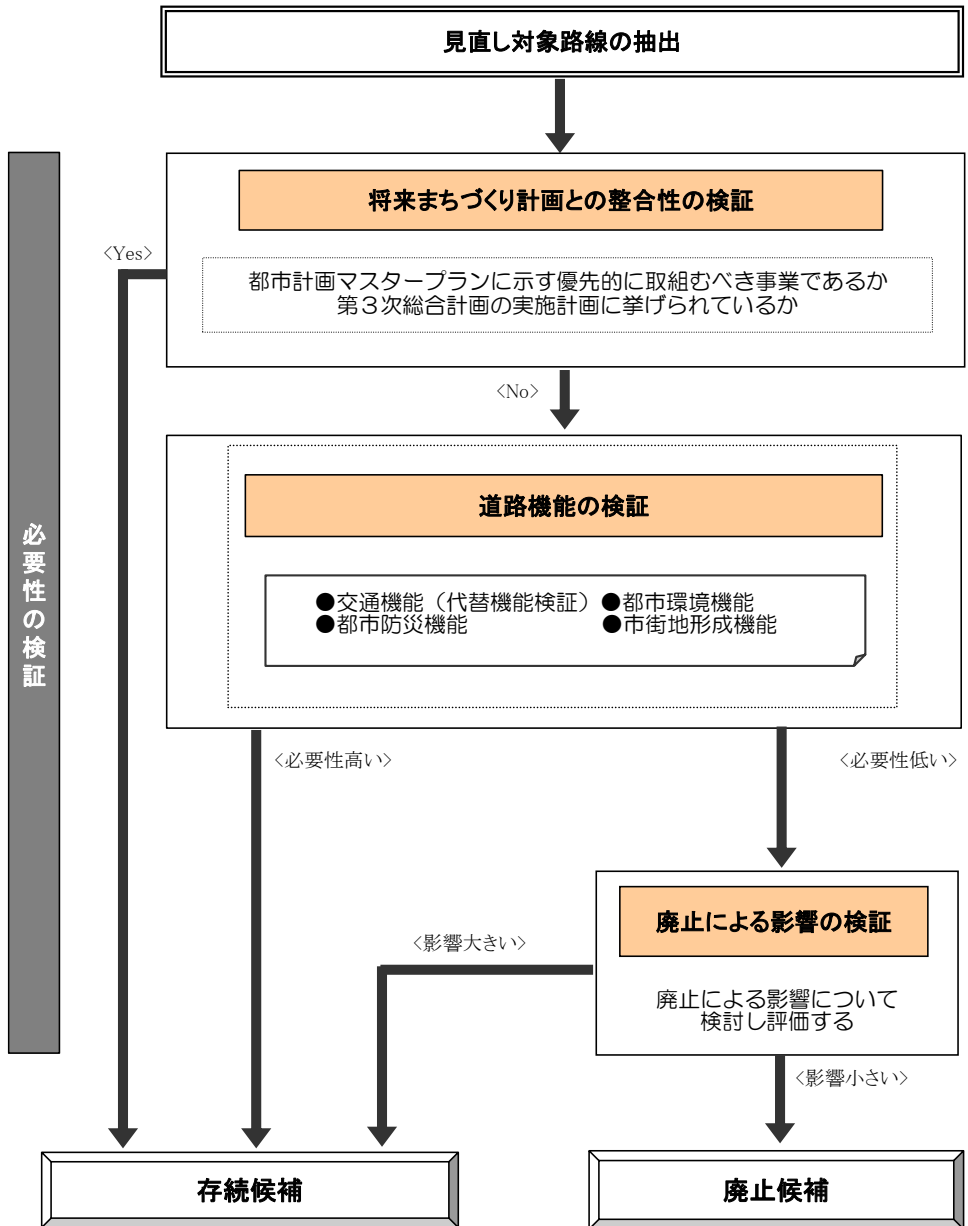
- ① 階数が3階以下で、かつ、地階を有しないこと
- ② 主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること
- ③ 容易に移転し、もしくは除却することができるものであること

東大阪市都市計画道路見直し基本方針

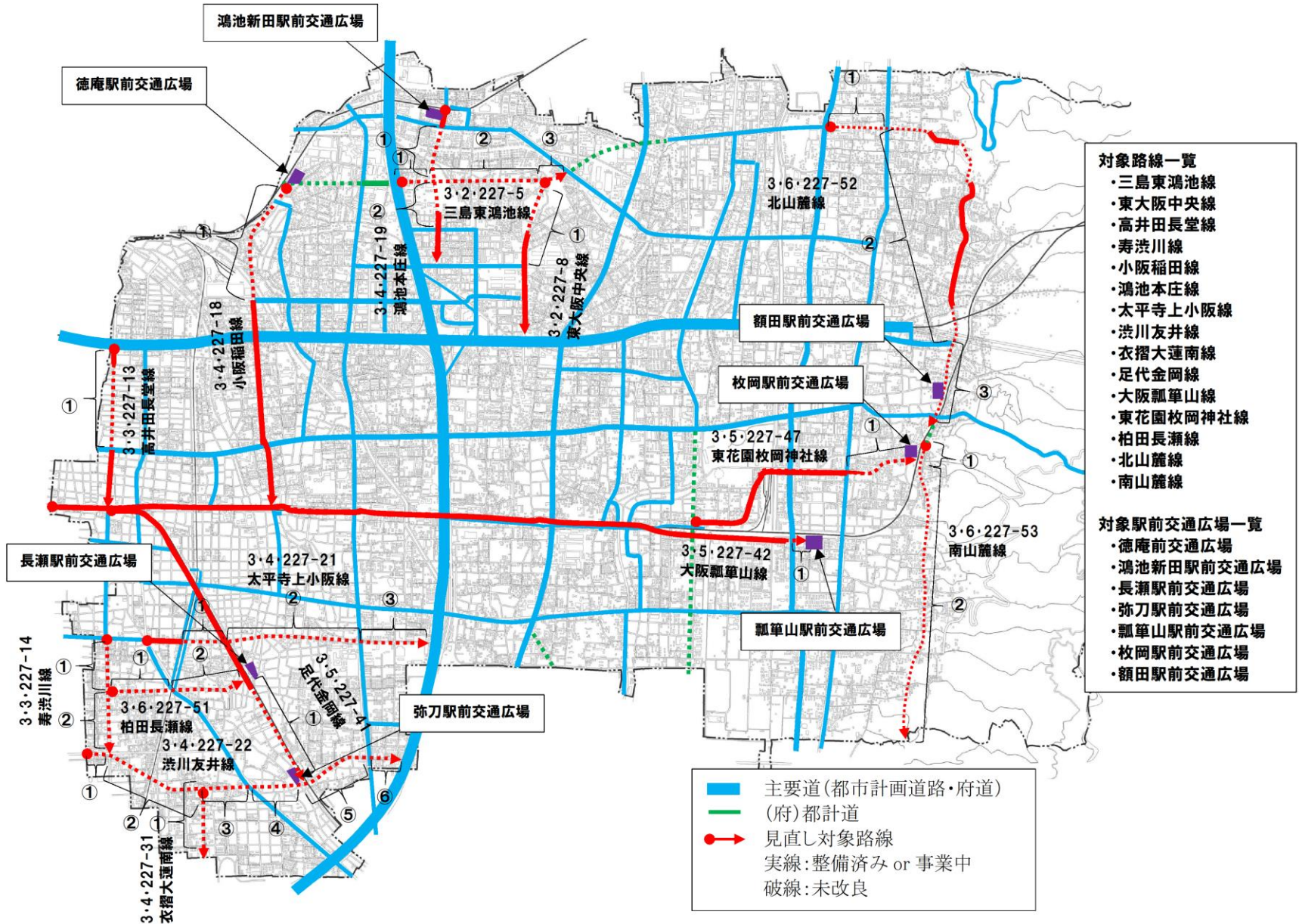
東大阪市都市計画道路見直し基本方針

令和6年5月

東大阪市



見直し対象路線



次 第

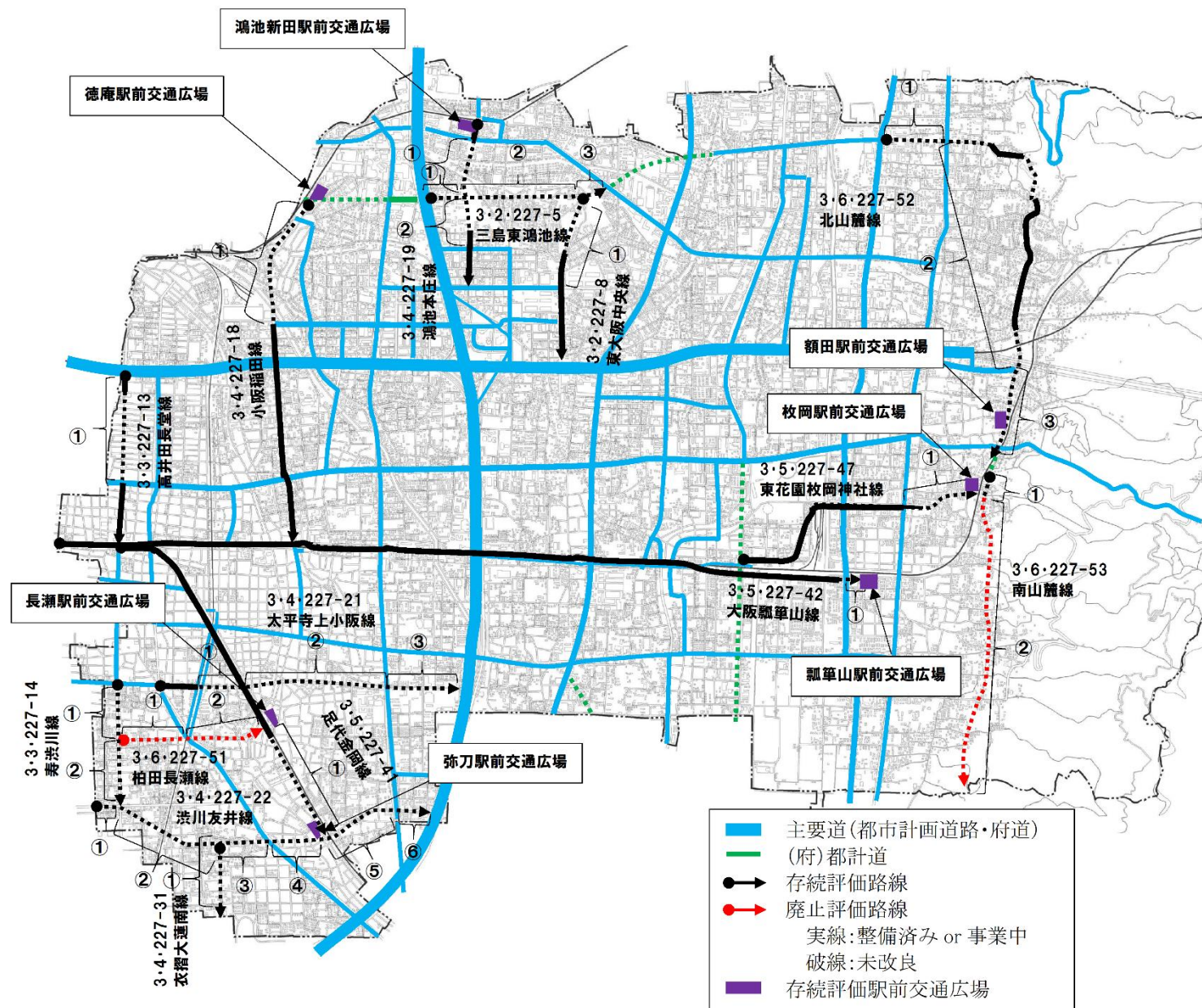
1. 都市計画道路とは

2. 都市計画道路見直しの経緯

3. 見直し素案について

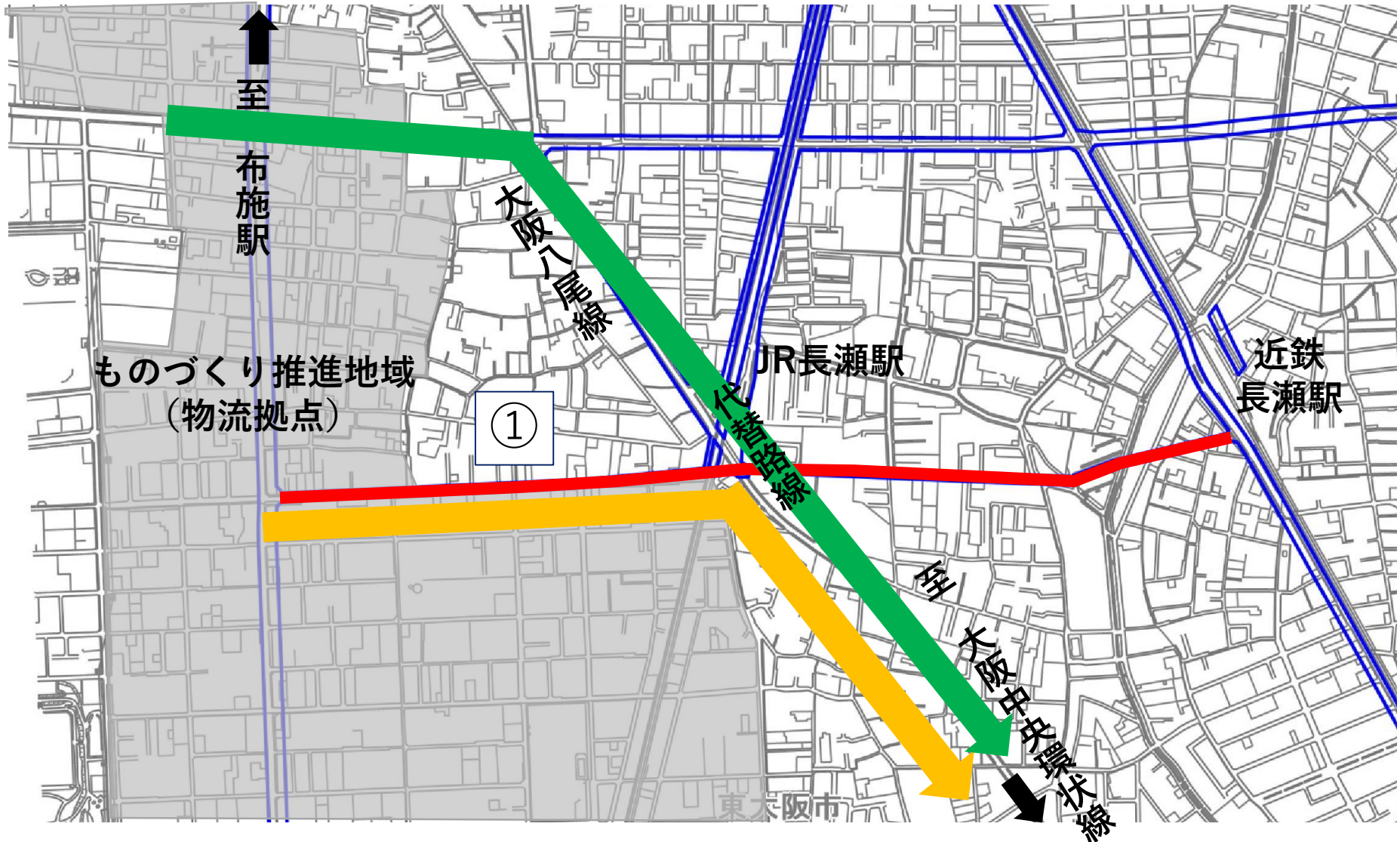
4. 今後の手続きについて

存続・廃止路線図



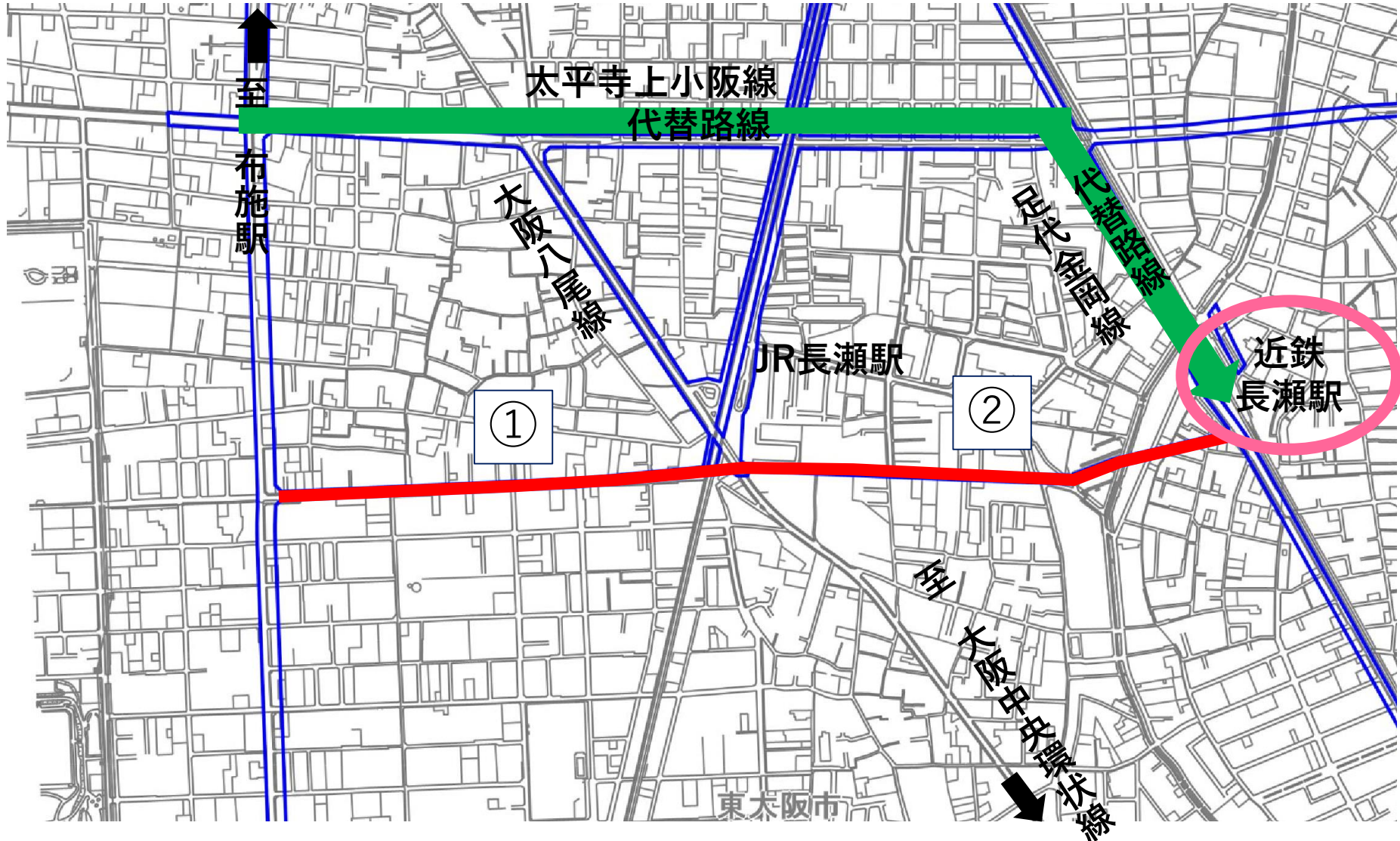
廃止と評価した路線（柏田長瀬線）

○ 物流拠点へのアクセス（ものづくり推進地域と大阪中央環状線を繋ぐ路線）



廃止と評価した路線（柏田長瀬線）

- 歩行者等の安全性向上（乗降客数が2万人以上の鉄道駅へのアクセス）



廃止と評価した路線（柏田長瀬線）

必要性の検証

STEP1			区間番号					
			①	②				
将来まちづくり計画との整合性	1-1	将来まちづくり計画との整合	-	-				

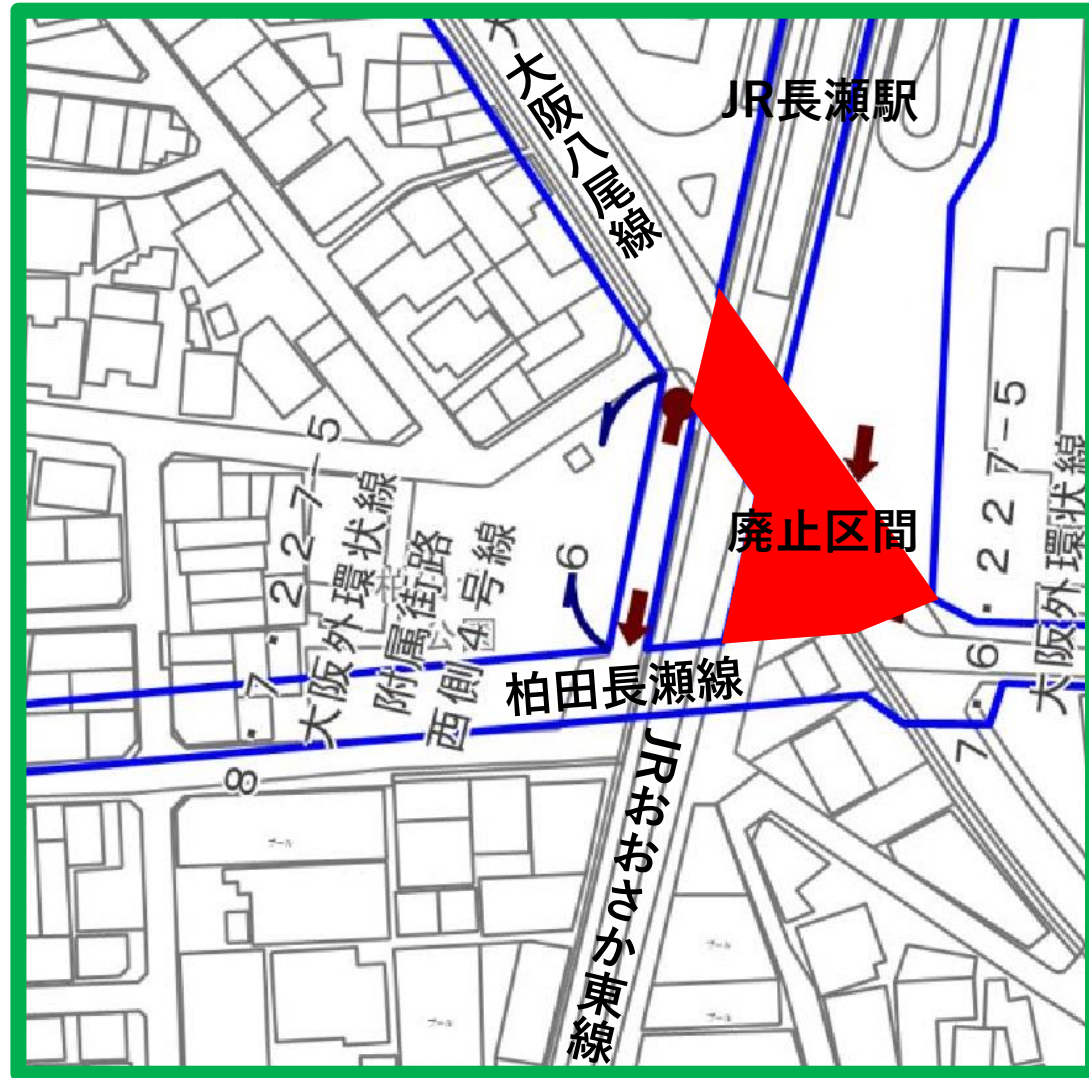
STEP2

道路機能	交通機能	2-1	物流拠点等へのアクセス	○					
			代替路線	有					
		2-2	隣接都市間相互の円滑な交通処理						
			代替路線						
		2-3	歩行者等の安全性向上	○	○				
			代替路線	有	有				
		2-4	道路ネットワークの改善						
		2-5	渋滞の緩和						
	2-6	公共交通の円滑な走行の支援							
	都市環境機能	2-7	みどりの基本計画への位置付け						
	都市防災機能	2-8	地域防災計画への位置付け						
		2-9	災害時の活動支援機能						
		2-10	緊急交通路へのアクセス						
2-11		延焼遮断							
市街地形成機能	2-12	検討中の施策との関連							
	2-13	公共交通の導入空間							
必要性の評価				低	低				

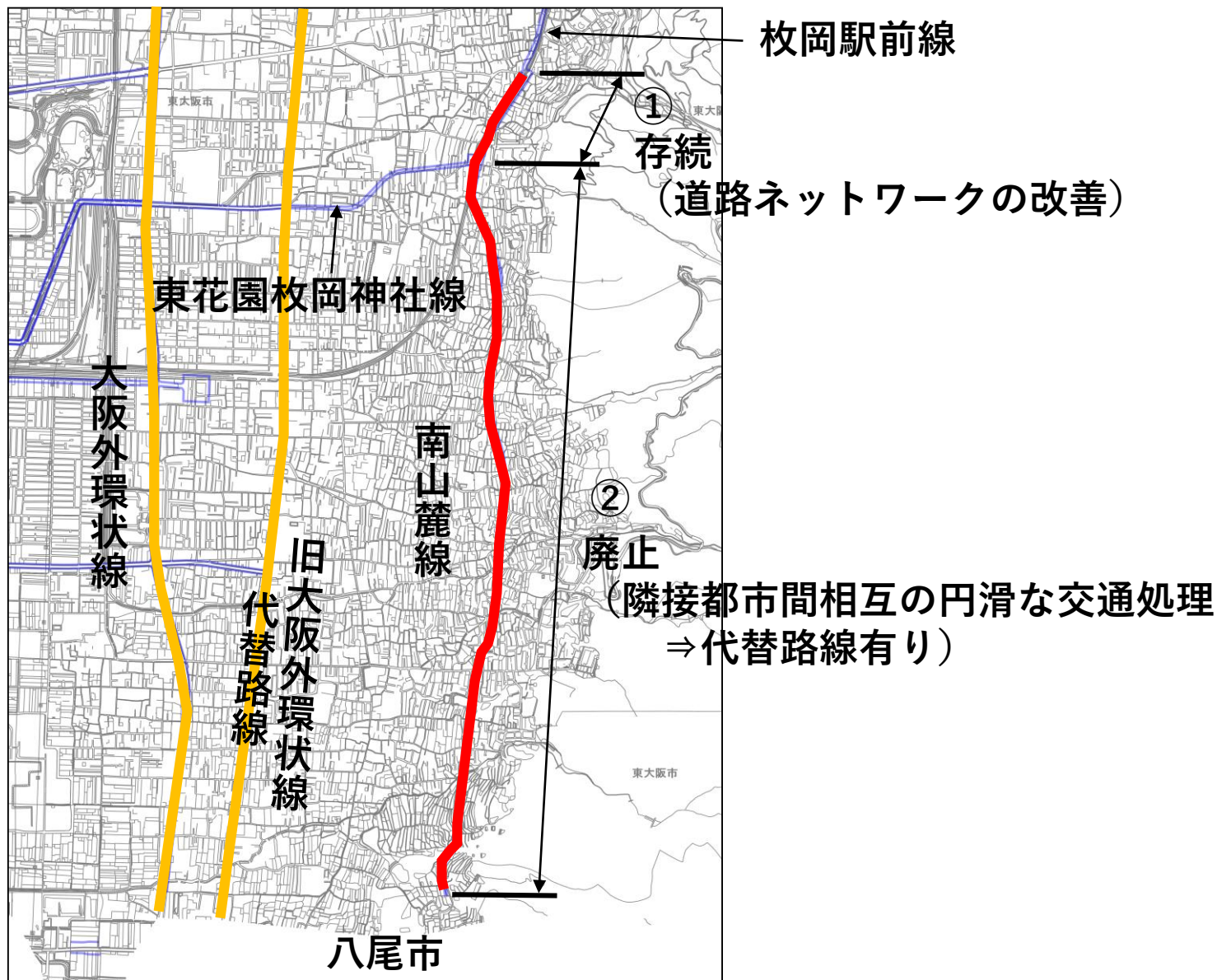
廃止による影響の検証

当該路線を廃止することにより、他の路線が多数廃止される	無	無				
-----------------------------	---	---	--	--	--	--

柏田長瀬線の廃止に伴い 大阪八尾線の一部区間を廃止（大阪府決定）



廃止と評価した路線（南山麓線）



廃止と評価した路線（南山麓線）

必要性の検証

STEP1			区間番号			
			①	②		
将来まちづくり計画との整合性	1-1	将来まちづくり計画との整合	-	-		

STEP2

道路機能	交通機能	2-1	物流拠点等へのアクセス					
			代替路線					
		2-2	隣接都市間相互の円滑な交通処理		○			
			代替路線		有			
		2-3	歩行者等の安全性向上					
			代替路線					
		2-4	道路ネットワークの改善	○				
		2-5	渋滞の緩和					
	2-6	公共交通の円滑な走行の支援						
	都市環境機能	2-7	みどりの基本計画への位置付け					
	都市防災機能	2-8	地域防災計画への位置付け					
		2-9	災害時の活動支援機能					
		2-10	緊急交通路へのアクセス					
		2-11	延焼遮断					
市街地形成機能	2-12	検討中の施策との関連						
	2-13	公共交通の導入空間						
必要性の評価				高	低			

廃止による影響の検証

当該路線を廃止することにより、他の路線が多数廃止される		無				
-----------------------------	--	---	--	--	--	--

見直し素案（都市計画道路）

評価対象路線		評価対象区間				路線名
廃止・存続 の別	路線数	廃止		存続		
		区間数	延長(m)	区間数	延長(m)	
存続	13	－	－	26	19,090	三島東鴻池線、東大阪中央線、高井田長堂線、寿洪川線、小阪稲田線、鴻池本庄線、太平寺上小阪線、洪川友井線、衣摺大蓮南線、足代金岡線、大阪瓢箪山線、東花園枚岡神社線、北山麓線
一部廃止	1	1	2,840	1	170	南山麓線
廃止	1	2	1,340	－	－	柏田長瀬線
計	15	3	4,180	27	19,260	

見直し素案（駅前交通広場）

廃止・存続 の別	箇所数	面積 (m2)	広場名
存続	7	23,700	徳庵駅前交通広場、鴻池新田駅前交通広場、長瀬駅前交通広場、弥刀駅前交通広場、瓢箪山駅前交通広場、枚岡駅前交通広場、額田駅前交通広場
廃止	0	0	
計	7	23,700	

次 第

1. 都市計画道路とは
2. 都市計画道路見直しの経緯
3. 見直し素案について
4. 今後の手続きについて

今後の手続きについて

東大阪市決定の都市計画
(柏田長瀬線・南山麓線)

府決定の都市計画
(大阪八尾線)

地元説明会

令和7年8月3日(日) 10時～

令和7年8月5日(火) 19時～

市役所本庁舎18階 大会議室

市役所本庁舎18階 大会議室



令和7年9月11日(木)
東大阪市都市計画公聴会
場所：市役所1階多目的ホール

令和7年10月3日(金)
大阪府都市計画公聴会
場所：大阪府咲洲庁舎44階

※公述申出と傍聴希望の方は8月12日(火)～
8月26日(火)に東大阪市都市計画室にお申
込みください。

※公述申出と傍聴希望の方は8月29日(金)～
9月12日(金)に大阪府大阪都市計画局計
画推進室計画調整課都市施設計画グループに
お申込みください。



令和7年11月頃
都市計画案の縦覧・
意見書の提出(2週間)

令和7年11月頃
都市計画案の縦覧・
意見書の提出(2週間)



令和8年1月頃
東大阪市都市計画審議会

令和8年2月頃
大阪府都市計画審議会



令和8年3月頃
都市計画決定告示